

65歳以上の方の介護保険料が決定しました。

『平成21年度介護保険料決定通知書』を9月中旬に65歳以上のみなさんへお送りしました。

この通知書には、年間や納期ごとの保険料額、年金天引きや納付書納付及び口座振替の納付方法、納付期限などが書かれていますので、ご確認をお願いします。

65歳以上の方の介護保険料は、3年に一度見直しをしており、今年度から保険料額を引き上げ、また所得段階についても被保険者の方の所得に応じた保険料を負担していただくために6段階設定から10段階設定に見直しました。

介護保険料

Q&A



Q 介護保険料の算定基準日は、いつですか？

A 第1号被保険者の方の算定基準日は、毎年4月1日です。
4月1日現在で第1号被保険者である方は、基準日における住民基本台帳の世帯全員の住民税の課税状況や被保険者本人の合計所得金額などをもとに保険料が算定されます。
また、年度途中で65歳になられた方や転入して来られた方は、資格を取得された日の世帯全員の住民税の課税状況や被保険者本人の合計所得金額などをもとに保険料が算定されます。

Q 介護保険料の納付方法が『年金天引き』から『普通徴収』に変わるのなぜですか？

A 住民税の課税状況の変更により、保険料の所得段階が下がり、年間保険料分を既に支払われた場合、その年度は保険料を支払わなくてもよくなりますので、ここで年金天引きがストップします。次の年度の4月からは、新たに普通徴収の方法により納めていただくことになり、早く10月から年金天引きになると思われます。
その他に被保険者の方が年金を担保にお金を借りたり、社会保険庁などの年金保険者へ住所変更されたりしたときなどに年金天引きがストップします。



Q 介護保険料を年金からの天引きではなく、納付書や口座振替によって払いたいのですが？

A 後期高齢者医療の保険料は、選択することができますが、介護保険料については、年金の種類や受給額によって納め方が決められていますので、現在は、納め方を選択することはできません。

介護保険

〈情報コーナー〉



平成21年10月より要介護認定の調査方法が一部見直されます。

平成21年4月に、最新の介護の手間を反映させること、できるだけ認定結果のバラツキを是正することを目的として、要介護認定の見直しが行われましたが、関係団体等から従来の介護度より低く出るとの指摘を受けた厚生労働省では、要介護認定見直しに係る検証・検討委員会を設置し検証した結果、再度見直されることになりました。

具体的には、認定調査の際に日頃の状態をより重視することや一部の調査項目の判断基準が見直されました。そのため、今後、これまでよりも詳しく日頃の状況についてお伺いする場合があります。

この新たな方法は、10月1日以降に申請された方から適用されます。

介護認定 Q&A

Q 今回の見直しは、なぜ行われるのですか？

A 平成21年4月に見直された要介護認定について、専門家や利用者・家族の代表者等からなる厚生労働省の検討会で検証が行われ、その結果、認定調査の方法を一部見直すこととなりました。
具体的には、認定調査の一部の項目について、日頃の状態をより重視することとするなど、調査項目の考え方が一部変更されました。

Q 今回の見直しにより、要介護度の仕組みそのものが変わるのですか？

A 要介護度は病気などの重症度ではなく、必要とされる介護の量で決まります。これまで通り、「要支援1～2、要介護1～5」の7段階であり、要介護度の仕組みそのものが変わるわけではありません。

Q 更新申請を行う際に、更新前の要介護度を選択できますか？

A 10月より、見直しを行った要介護認定の調査方法が実施されることから、10月以降に要介護認定申請を行った場合は、実際の判定結果をもって要介護度が決定されます。

Q 要介護認定等の有効期間終了前でも再度申請をすることはできますか？

A 要介護認定の判定結果が、申請者の実情と一致していないと思われる場合、
①「要支援1」、「要支援2」又は「要介護1」～「要介護5」と判定された方は、有効期間終了前であっても区分変更申請を行うことができます。
②「非該当」と判定された方は、再申請を行うことができます。
特に、4月から9月の間に新規に申請を行った方（初めて要介護認定の申請を行った方など）はご注意ください。

